

株主各位

第 89 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況	1
株式会社の支配に関する基本方針	5
連結株主資本等変動計算書	18
連結注記表	18
株主資本等変動計算書	22
個別注記表	23



本内容は、法令及び当社定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html) に記載することにより、株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること、及び会社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を行っています。あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引先と覚書を締結するなど、反社会的勢力との関係を遮断する体制としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役の閲覧に供しています。

これらの書類は、文書保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営関連会議規程」を定め、定期的に開催される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、全社のリスクを抽出、把握、対応する体制を取っております。また内部監査部門が、監査の中で各部門の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会に報告し、コーポレートガバナンス委員会でのリスク管理状況は取締役会に報告され、各部門のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制を取っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社是、経営基本姿勢に基づいた経営方針を作成し、その経営方針に基づいた中期経営計画、中期経営計画をより具体的な形とした年度事業計画を取締役会の承認を得て定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、取締役会のほか、社内の重要会議として定期的に経営会議、事業会議、事業戦略会議を開催し、意思決定の迅速化及び職務執行の効率化のための全社的な情報の共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5) ーイ) 当社の子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社経営に関する基本方針」において、子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。その報告を基に各子会社を所管する部門が各々の子会

社の状況を把握し、事業会議、取締役会において子会社の業績、財務状況の報告を定期的に行っております。

(5) ーロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コーポレートガバナンス委員会を設置し、子会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する体制としております。

内部監査部門が子会社監査の中で、各子会社の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会、取締役会に報告し、各子会社のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制としております。

(5) ーハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3 事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その中期経営計画を具体化するために、事業年度ごとのグループ全体の短期事業計画を定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、各子会社を所管する部門と子会社の間で定期的に会議を行い、情報の共有化及び職務執行の効率性を確保する体制としております。

(5) ーニ) 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を実施しております。あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性の確保について

監査等委員会が選定する監査等委員は、社内の重要な会議に出席するなど、監査等委員会において直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員の恒久的な設置は求めておりません。監査等委員会が補助する取締役及び使用人の設置を求めた場合には、監査等委員会の求めに応じて適切な人員を配置することとしています。また、内部監査部門が、監査等委員会と連携しその職務を補助する体制としております。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）等並びに当社子会社の取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(7) ーイ) 当社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会が選定した監査等委員は、事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握しております。内部監査部門は監査結果の報告をはじめとして、内部監査から得られた情報について、監査等委員会と緊密な連携を行っております。

(7) ーロ) 当社の子会社の取締役等が会社関係者より報告を受けた事項を当社の監査等委員会に報告をするための体制

内部監査部門が定期的の子会社監査を実施し、その結果得られた情報を監査等委員会に報告しております。また内部通報制度において、通報状況については内部監査部門を通じて監査等委員会に報告される体制を取っております。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由とする不利益の扱いを禁止するとともに、内部通報規程において、公益目的で報告、または相談をした場合、報告をした者が当該報告をしたことでの不利益な取り扱いの禁止を定めております。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払うこととしております。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じてマックスグループの取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る内部統制の体制を整備し、維持・向上を図っております。

当事業年度において、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1.コンプライアンス体制

全社員が備えるべき法的スキルの教育として階層別研修及び業務別に必要な法的スキルの教育として部門別研修をそれぞれプログラム化して実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当社グループにおけ

るコンプライアンス行動の基準を示している「マックスグループ社員行動規範」については各研修の冒頭で「行動規範」の説明を行い、海外向けには英語・中国語・タイ語・マレー語を用意し現地での周知徹底を図っております。当期は、全社員を対象にした業務上の「セルフチェック」実施の際に、「行動規範」の項目のチェックを行いました。

また、内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置しており、調査及び適切な措置の実行に備えております。

2. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、「三線ディフェンス」の考え方に則り、構築しております。

一次統制部門である事業部門やその拠点（国内、海外）が日常の内部統制・リスク管理を実施し、一次統制部門の業務の性質に応じて二次統制部門がその内部統制状況・リスク管理状況をチェックしています。そのうえで、三次統制部門である当社の内部監査部門が中心となり、国内・海外拠点について、内部監査規程等に基づいてリスク管理状況等の監査を実施し、把握した各拠点の個別リスク管理状況を、当社グループのリスク管理を担当する機関であるコーポレートガバナンス委員会にて報告しております。

コーポレートガバナンス委員会は四半期に1回、年4回開催しており、社外取締役を含む全取締役、全執行役員、二次統制部門の部門長が出席し、内部監査報告をはじめ他社事例研究・部門別リスク管理状況・規程見直し・情報セキュリティ監査を主なテーマとして検討を実施し、リスク管理について全社的な改善・進捗を図っております。

3. 取締役の職務執行

取締役会は、中期・事業計画及び当社グループに関わる重要案件を論議・決裁し、取締役の職務執行を監督しております。職務執行を迅速に行うために取締役会の委任の下に、業務執行取締役をもって構成する経営会議を開催し、全社事業運営に関わる事業環境等様々な変化を踏まえ、取締役会への付議事項の事前検討及び全社重要案件について検討しております。

4. グループ管理体制

当社の子会社については、販売会社は国内・海外双方を営業本部が、生産会社は国内・海外双方を生産本部が所管しており、少なくとも四半期ごとに各子会社よりリスクを含めた運営状況・財務状況について、コーポレートガバナンス委員会等で報告を受け情報の共有化及び職務執行の効率化を図っております。

5. 監査等委員会の職務の執行

当社の監査等委員会は常勤1名及び社外取締役2名の3名で構成されております。3名の監査等委員は取締役会、コーポレートガバナンス委員会に出席しています。更に常勤の監査等委員は事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握し、監査等委員でない取締役と随時意見交換を行っています。

また四半期ごとの決算報告の場でレビュー及び会計処理内容について会計監査人と意見交換を行い、監査内容を含めた会計監査人の評価を実施しております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2019年6月26日開催の第88回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者（下記Ⅲ. 2.（1）において定義します。以下同じとします。）により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲ. に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業期に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人ひとりが事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスプレイ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主

共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ．に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

（1）対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、あらかじめ本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

（2）意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）

を、当社の定める書式により提出していただきます。

意向表明書に記載していただく具体的な内容は以下のとおりです。

① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ii) 設立準拠法
- (iii) 代表者の役職及び氏名
- (iv) 国内連絡先
- (v) 会社等の目的及び事業の内容
- (vi) 会社等の大株主又は大口出資者の内容

② 提案する大規模買付行為の概要

③ 現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数

④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑨ 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑩ 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間に合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が大規模買付者に情報提供を要請し大規模買付者がこれに応答する期間（以下「情報提供期間」といいます。）を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、当社取締役会が大規模買付者に対し、最初は大規模買付情報のリストを交付した日の翌日から起算して最長で 60 日間とし、仮に大規模買付者から必要な情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、当社取締役会による評価・検討を開始するものとしたします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を公表いたします。情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知をした日又は上記の上限に達した日のいずれか早い日をもって満了するものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

（４） 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、最長 60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は最長 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記 4. をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします（但し、延長期間は最長 30 日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１） 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）

をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）。
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者と

の関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

- ⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記4.（1）及び別紙2をご参照ください。）の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

(2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告に原則として従います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替

案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3. に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、2019年6月26日開催の第88回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開

催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期間満了前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期間満了前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ．に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその

利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うこととしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は(ii) 特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(別紙1)

新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(別紙2)

特別委員会規則〈概要〉

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ② 特別委員の人数は3名以上とする。
- ③ 特別委員は、当社社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④ 特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

- ① 特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ② 特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③ 特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④ 特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

(ご参考)

特別委員会の委員の略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴
ひら た みのる 平 田 稔 (1953年9月26日生)	1977年9月 本島公認会計士共同監査事務所入所 1982年3月 公認会計士登録 1991年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)社員 2002年6月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 2011年8月 公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る 2012年6月 株式会社カワムラサイクル社外監査役 2012年6月 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る 2015年4月 株式会社カワムラサイクル社外監査役退任 2015年6月 当社社外取締役 同特別委員会委員、現在に至る 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る 2017年6月 埼玉県信用農業協同組合連合会会員外監事、現在に至る
かん だ あ さか 神 田 安 積 (1963年12月25日生)	1993年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 銀座東法律事務所弁護士 1999年4月 レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士 2002年5月 西新橋綜合法律事務所パートナー弁護士 2008年6月 株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役 2009年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士、現在に至る 2010年4月 第二東京弁護士会副会長 2011年6月 当社補欠社外監査役 2014年4月 ウイン・パートナーズ株式会社社外監査役 2015年3月 日本弁護士連合会事務次長 2015年6月 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役(監査等委員)、現在に至る 2016年6月 当社補欠社外取締役(監査等委員) 同特別委員会委員、現在に至る 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事
き うち しょう じ 木 内 昭 二 (1959年9月8日生)	1983年4月 小平市役所入所 1985年6月 小平市役所退所 1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 村山法律事務所弁護士 2001年4月 小平市固定資産評価審査委員会委員 2004年7月 津の守坂法律事務所開設、現在に至る 2006年4月 東京家庭裁判所家事調停委員、現在に至る 2012年4月 小平市情報公開審査委員会委員 2013年4月 第二東京弁護士会副会長 2013年5月 小平市顧問弁護士、現在に至る 2016年4月 小平市行政不服審査会委員、現在に至る 2018年6月 当社補欠社外取締役(監査等委員)、現在に至る 同特別委員会委員、現在に至る 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事

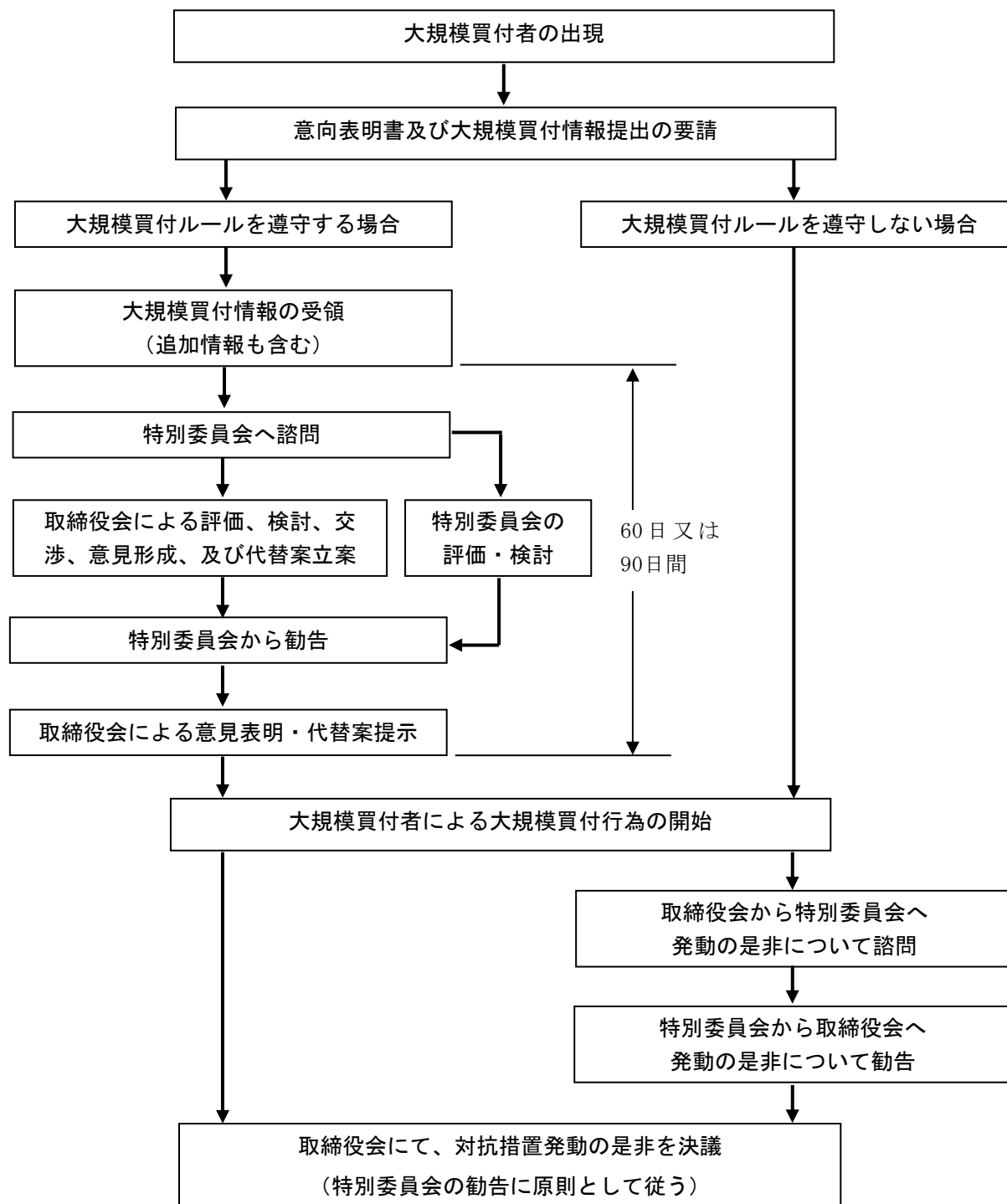
(注) 1. 平田 稔及び神田 安積の両氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。
2. 木内 昭二氏は、当社の補欠の監査等委員である社外取締役であります。

以 上

(別紙3)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

下記の図は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）の理解に資することを目的とするものであり、詳細については本文をご確認ください。



(注)特別委員会による対抗措置の発動勧告は、原則として大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守する場合であっても当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に行われるものとしします。

以 上

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	12,367	10,517	51,533	△319	74,099
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,151		△2,151
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,510		5,510
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中 の変動額（純額）					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	0	3,358	△1	3,357
2020年3月31日残高	12,367	10,518	54,891	△320	77,456

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	1,417	△339	△82	△1,253	△258	109	73,950
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,151
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,510
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中 の変動額（純額）	△1,055		△457	186	△1,326	△8	△1,335
当連結会計年度中の変動額合計	△1,055	—	△457	186	△1,326	△8	2,021
2020年3月31日残高	361	△339	△539	△1,066	△1,585	100	75,972

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 18 社

主要な連結子会社名

(株)カワムラサイクル、MAX USA CORP.、MAX EUROPE B.V.、MAX ASIA PTE. LTD.、MAX (THAILAND) CO., LTD.、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.、Lighthouse (UK) Holdco Limited

② 非連結子会社の数 4 社

非連結子会社名

マックスビジネスサービス(株)、マックス技研(株)、マックスエンジニアリング(株)、LIGHTHOUSE EUROPE B.V.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため連結の範囲より除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当する非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

REHON INDUSTRIES SDN.BHD.、UEDA PLASTIC (THAILAND)CO.,LTD、マックスビジネスサービス(株)
LIGHTHOUSE EUROPE B.V.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社はいずれも小規模であり、合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため持分法の範囲より除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、Lighthouse(UK)Holdco Limited 及び Lighthouse(UK)Limited は12月31日決算で同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、国内子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有しておりません。

2) たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（賃貸不動産を含みリース資産を除く）

主に定率法を採用しています。ただし当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 4～15年

その他 2～20年

2) 無形固定資産

当社及び国内連結子会社においては、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び連結子会社においては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社においては、従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

当社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4) 製品保証引当金

製品の自主回収及び無償保証期間に基づく修理の支払いに備えるため、合理的に見込まれる損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき

退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表等に関する注記

- (1) 受取手形割引高 308 百万円
輸出手形割引高 4 百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 49,339 百万円
- (3) 投資その他の資産の減価償却累計額 344 百万円
- (4) 土地再評価差額金

当社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、次のとおりであります。
土地 $\Delta 2,248$ 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 49,141,426 株

- (2) 配当金に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,151	44	2019年3月31日	2019年6月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- 1) 配当金の総額 2,249 百万円
- 2) 1株当たり配当額 46 円
- 3) 基準日 2020年3月31日
- 4) 効力発生日 2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資は短期的な預金等に限定し、これを上回る余資が生ずる場合には主に有価証券(債券)に投資しております。調達につきましては、銀行等金融機関からの借り入れにより行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として債券及び株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は主に運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	21,849	21,849	-
② 受取手形及び売掛金	13,526	13,526	-
③ 有価証券及び投資有価証券 1) 其他有価証券	29,765	29,765	-
資産計	65,141	65,141	-
④ 買掛金	3,136	3,136	-
⑤ 短期借入金	1,850	1,850	-
⑥ 未払金	1,859	1,859	-
負債計	6,845	6,845	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しております。

負債

④買掛金、⑤短期借入金、並びに⑥未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式及び非上場関係会社株式(連結貸借対照表計上額 360 百万円)は、市場価格がなく、かつ

将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産につきましては、賃貸等不動産総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- ・1株当たり純資産額 1,551 円 34 銭
- ・1株当たり当期純利益 112 円 66 銭

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2019年4月1日残高	12,367	10,517	—	10,517
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
自己株式の消却				
償却資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	0	0
2020年3月31日残高	12,367	10,517	0	10,518

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計		
		土地圧縮 積 立 金	償 却 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2019年4月1日残高	3,091	131	45	33,770	11,130	48,169	△319	70,735
当事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△2,151	△2,151		△2,151
当 期 純 利 益					3,984	3,984		3,984
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分							0	0
自己株式の消却					－	－	－	－
償却資産圧縮積立金の取崩			△2		2	－		－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	－	－	△2	－	1,834	1,832	△1	1,831
2020年3月31日残高	3,091	131	43	33,770	12,965	50,001	△320	72,567

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	1,402	△339	1,062	71,798
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△2,151
当 期 純 利 益				3,984
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
自己株式の消却				—
償却資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,057	—	△1,057	△1,057
当事業年度中の変動額合計	△1,057	—	△1,057	774
2020年3月31日残高	345	△339	5	72,572

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

・移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有しておりません。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・仕掛品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・原材料

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物(建物附属設備を除く)については、1998年3月31日以前に取得したものは旧定率法、1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものは旧定額法、2007年4月1日以降に取得したもののについては定額法によっております。

建物附属設備及び構築物については、2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法、2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものは定率法、2016年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。それ以外については、2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法、2007年4月1日以降に取得したものは、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 7～15年

車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 製品保証引当金

製品の自主回収及び無償保証期間に基づく修理の支払いに備えるため、合理的に見込まれる損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

2.貸借対照表等に関する注記

(1)受取手形割引高	308 百万円
輸出手形割引高	4 百万円
(2)有形固定資産減価償却累計額	41,108 百万円
(3)貸貸不動産減価償却累計額	310 百万円
(4)関係会社に対する短期金銭債権	3,983 百万円
(5)関係会社に対する長期金銭債権	460 百万円
(6)関係会社に対する短期金銭債務	2,502 百万円
(7)土地再評価差額金	

当社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は次のとおりであります。

土地	△2,248 百万円
----	------------

3.損益計算書に関する注記

・関係会社に対する取引高

売上高	11,603 百万円
仕入高	12,834 百万円
その他の営業取引高	2,319 百万円
営業取引以外の取引高	1,002 百万円

4.株主資本等変動計算書に関する注記

・当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	234,263 株
------	-----------

5.税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,561 百万円
賞与引当金	416 百万円
投資有価証券評価損	299 百万円
調査研究費	156 百万円
未払事業税等	86 百万円
その他	332 百万円
繰延税金資産小計	3,852 百万円
評価性引当額	△360 百万円
繰延税金資産合計	3,491 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△134 百万円
土地圧縮積立金	△57 百万円
償却資産圧縮積立金	△19 百万円
繰延税金負債合計	△211 百万円
繰延税金資産の純額	3,280 百万円

上記の他、土地再評価に係る繰延税金負債が 474 百万円計上されております。

- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該の差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△4.63%
試験研究費控除	△4.34%
過年度投資有価証券評価損認容	△2.22%
その他	0.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.19%

6.関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	MAX U S A C O R P .	(所有) 直接 100%	当社製品の 販売	当社製品の 販売(注)	4,298	売掛金	1,950

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し価格交渉の上で決定しております。

7.1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,483 円 88 銭
- 1株当たり当期純利益 81 円 47 銭